

## 箕面ロマン創出懇話会開催要領

## (開催)

第1条 箕面地域活性化事業を行うに当たり、箕面ロマン創出懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、箕面地域活性化事業のまちづくり実施計画における整備手法、整備計画、整備デザイン、その他の必要な事項について検討するものとする。

## (組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

## (構成)

第4条 懇話会は、別表第1に掲げる者及び別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

## (委員長等)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

## (運営)

第6条 懇話会は、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員でない者を懇話会に出席させその意見を求めることができる。

## (事務局)

第7条 懇話会の事務局を地域創造部箕面営業課におく。

## (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成21年9月25日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

ソフト系学識経験者 ( 商業振興 )
ハード系学識経験者 ( まちづくり・景観計画 )
商業者
まちづくり団体関係者
TMO 代表取締役社長
交通事業者
自治会関係者
市民

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

政策総括監
みどりまちづくり部長
市長政策室長
地域創造部長